



## 受診者としてのルールを守ろう！

病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。次のことに気をつけてみましょう！



### むやみに お医者さんをかえない！

同じ病気で次から次へと医療機関をかえていませんか？  
医療機関をかえるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。

また、重複する検査や投薬により治療に対する疑問や不安がある場合は、医療機関をかえる前に、まず遠慮せず医師に相談してみましょう。



### ルール4カ条！

#### ❶体に異常を感じたら早めに受診！

早期発見！早期治療！が大切です。

#### ❷保険証・診察券を忘れずに！

お薬手帳があれば持参しましょう。

#### ❸服装などにも気を付けて！

ボタンのついたシャツなど、前が開く衣類が便利です。

※男性はネクタイを外してください。

#### ❹できるだけ、診療時間内に受診！

休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

## 医療保険



### information

#### 申請・問合せ

医療保険係

☎32-2214

北海道後期高齢者

医療広域連合

☎011-290-5601

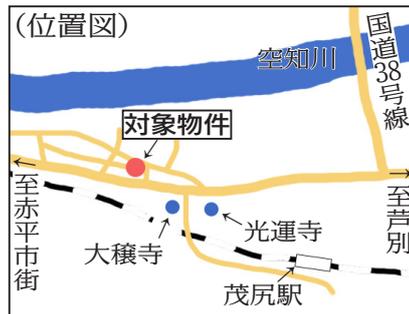


## 滞納処分により差し押さえた土地・建物を 期間公売(1週間)します！

- 参加申込期間 9月25日(金)～10月12日(月)
- 入札期間 10月16日(金)～10月23日(金)
- 最低見積価格 Yahoo!官公庁オークションサイトと市ホームページで公開します。
- 公売保証金 最低見積価格の10分の1以上として、上記同様に公開します。



(建物正面)



(位置図)

### 茂尻元町北5丁目

- 地番 27番1、28番1
- 地目 宅地
- 地積 282.27㎡
- 種類 居宅
- 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- 床面積 1階58.79㎡ 2階32.29㎡

※不動産登記簿の表示

## 高知県全市町村合同相談窓口公売会の開催(赤平市参加)

高知県の安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が主催となり、高知県内全市町村、各県税務事務所および赤平市、宮崎県高鍋町、川南町を含む全46団体による合同公売会が開催されます。

- 入札期間 9月7日(月)8時30分から 9月11日(金)17時00分まで
- 入札場所 赤平市役所税務課窓口
- 最高価申込者決定 9月16日(水)
- 買受代金納付期限 9月24日(木)14時30分まで

※公売物品は、税務課窓口でご覧いただけるほか、機構のホームページでも紹介しています。

<http://www/aki-tax.jp>



## 市税等 納税向上



### information

#### 問合せ

納税係 ☎32-2219

### 今月の納付

納期限	9月30日(水)まで	■ 後期高齢者医療保険料 第3期	■ 国民健康保険税 第3期	■ 固定資産税・都市計画税 第3期
-----	------------	------------------	---------------	-------------------

# 合同墓の申請受付について

申請・問合せ  
生活環境交通係  
☎32-2215

核家族化、少子化などにより、将来における墓地の管理に不安をいだく市民が増加するなど、墓地に対する新たなニーズに対応するため、多くの焼骨を共同で埋蔵できる合同墓を整備しました。

管理は市が行ないますので、無縁化の心配もなく安心してご利用いただけます。

## ◆申し込みに必要なもの

- 申請者の住民票  
(本籍表示があり、発効日より3カ月以内のもの)
  - 申請者の身分証明書  
(免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど公的機関が発行したもの)
  - 申請者の印鑑(ゴム印以外のもの)
  - 料金(右記の概要を参照)
  - 下記の①～⑤で該当する書類
    - ①1度も納骨されていないお骨を納骨する場合
      - ▷火葬許可証
    - ②赤平市営の墓地及び霊園から移す場合
      - ▷赤平市発行の改葬許可証  
(市役所窓口で別途改葬手続きを行なうことで発行します)
    - ③市内の納骨堂から移す場合
      - ▷収蔵証明書(納骨堂から発行されます)
    - ④市外のお墓から移す場合
      - ▷他市区町村発行の改葬許可証  
(お墓を管轄する市区町村から発行されます)
    - ⑤市外の納骨堂から移す場合
      - ▷他市区町村発行の改葬許可証  
(納骨堂を管轄する市区町村に、納骨堂から発行された収蔵証明書を提出・申請することで発行されます)
- ※必要書類等は個人により異なりますので、事前に生活環境交通係までお問い合わせください。



## 赤平市合同墓の概要

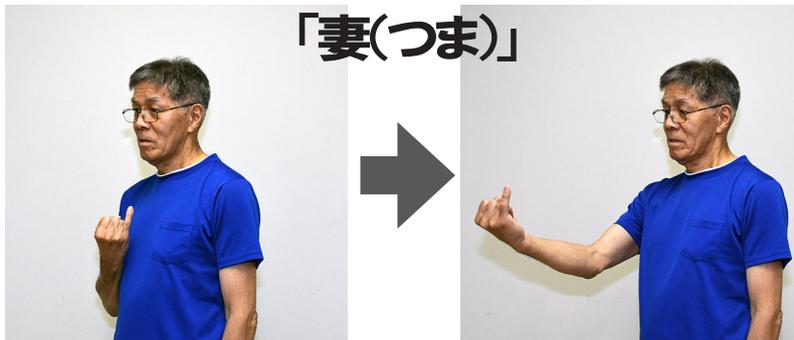
**所在地** 豊里墓地(若木町東9丁目15番地)  
**収容体数** 2,000体  
(約30年間利用できることを想定)  
**料金** 焼骨1体につき15,000円  
(市外申請者22,500円)

※上記料金には、管理手数料も含んでおり、申請の際の1回のみで、その後の支払いはありません。

●受付期間 毎年5月1日から11月30日までの  
平日9時から16時まで  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 利用にあたっての注意事項(重要)

- 骨壺などから焼骨のみを取り出し合同墓に納めていただきますので、一旦納骨した焼骨はお返しできません。なお、十分な収容数を確保しておりますので、親族の方とよくご相談されたうえでご利用ください。
- 納骨は5月から11月までの積雪期以外の日曜日の午前9時より正午までの間となります。
- 生前予約も可能ですが、一度納付された料金は返還できません。



胸あたりで右手の  
小指を立てて

前に出す

※小指を立てることは「女性」を示します。

手話に  
チャレンジ



第38回

「妻」

手話モデル 河村 哲郎 さん  
(赤平手話の会)